

## <報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和 5年 12月 25日

### 荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画（変更）原案 に対する県民コメント（意見聴取）の実施について

埼玉県では、「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画」の変更手続（主な変更内容は一級河川笹目川の整備内容）を行っています。

この河川整備計画で対象とする荒川水系荒川左岸ブロックには11の一級河川（県管理）があり、これらの河川の治水、利水、環境等について、目標と実施に関する事項を定めています。

河川整備計画の作成・変更にあたっては、河川法に基づき、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされているため、県民コメント制度により、県民の皆さまから広く御意見を募集することとしました。

#### 1 意見募集の対象

「荒川水系荒川左岸ブロック河川整備計画（変更）原案」

#### 2 対象河川

芝川、新芝川、豎川、藤右衛門川、藤右衛門川放水路、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、江川

#### 3 意見募集期間

令和5年12月25日（月曜日）から令和6年1月24日（水曜日）  
17時15分必着（郵送の場合は当日消印まで有効）

#### 4 原案の縦覧場所

募集期間中（土日祝日を除く8時30分から17時15分まで）は、以下の場所において、「原案」、「原案変更部分対比表」の縦覧を行っています。

県土整備部河川砂防課、さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、総合治水事務所、さいたま市河川課、川口市河川課、鴻巣市道路課、上尾市道路河川課、蕨市道路公園課、戸田市河川課、桶川市道路河川課、北本市建設課

※原案は埼玉県のホームページでも掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/seibikeikaku2.html>